従五位に叙する（各通）　金子　幸雄
　飯塚　直志　緒方　辰雄
　河津　弘　河下　敬
　芳賀　友芳　山本　昌行
正六位に叙する（各通）　飯倉　光一
　植木　一美
（警視正）
　黒田　馨
　前嵜　良雄
従六位に叙する（各通）　井上　正直
　和泉十九二　今野敬之佐
　神原　秀介　中川　升
　神宮　満雄
正七位に叙する（各通）（以上二月二十二日）　佐々木　良
（防衛大学校名誉教授）　長谷川太郎
従四位に叙する（各通）　若月　芳男
従五位に叙する　緒方　喬
　佐藤　穣　**齋藤**　正
正八位　冨田　國治　西川　泰弘
正六位に叙する（各通）　諫早　文作　梅村　隆弘
（愛知県警視）　岸本　智
（千葉県警部）　高梨　通弘
（沖縄県警部）　永野　毅
　冨田　英治　松田　成則
従六位に叙する（各通）　浅井　襄　鵜之澤　勲
　野口　昭英　藤井　久熊
正七位に叙する（各通）　日比野倬朗
従七位に叙する（以上二月二十三日）　小野　義雄
従五位に叙する　岩崎　一男　佐藤　建一
　鹿野　昭治　手嶋　重美
従六位に叙する（各通）　五味　孝吉
正七位に叙する（各通）　吉川　喜雄

（和歌山県警部）　辻本　佳弘
従七位に叙する（以上二月二十四日）　羽生　寿郎
（千葉大学名誉教授）
正四位に叙する　三木　克行
従五位に叙する　川井　才一　野口　浩明
　三波　昭雄　柳澤　善吉
従六位に叙する（各通）　相原　清　井上　源吾
　福原　信也　宮鍋　正夫
正七位に叙する（各通）　横山　福富
従七位に叙する（以上二月二十五日）　栗林　徳雄
（岡山大学名誉教授）　渡部　進
従三位に叙する（二月二十六日）　高橋　克明
○叙勲
旭日小綬章を授ける　鈴木　一光
旭日単光章を授ける（各通）（以上二月二十一日）　南　一
　阿部　勇　北澤　康司
旭日単光章を授ける（各通）（二月二十二日）　佐藤　稔　半藤長四郎
旭日単光章を授ける（各通）（二月二十三日）　伊藤　英一　鈴木　修
　竹島　七郎　牧野　秀夫
瑞宝小綬章を授ける（各通）　中島　龍　西塚　良一
　石川　耀子　岡　欣一
　小野　清治　北澤金次郎
　谷川　孫次　鳥羽　孝吉
　成林　健　原田　政志
瑞宝双光章を授ける（各通）　鈴木　政治　小田　利雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十一日）　得納　文男　工藤　久士
　西　勲　中村　幸雄
瑞宝小綬章を授ける　市村　次夫
　飯塚　直志　井上　正直
　緒方　辰雄　金子　幸雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十二日）　茅島　和美
（警視正）　黒田　馨
　川島　隆貴　西岡誠一郎
　河下　敬　小畑　保幸
　芳賀　友芳　前田　秀男
瑞宝双光章を授ける（各通）　和泉十九二
　小林　新字
　宮田　一美
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十三日）　山内　満　佐々木　良
　植木　一美　山舘　清士
　前嵜　良雄　梅村　隆弘
　河津　弘　齋藤　正
　白石　純雄　高木　順一
　山本　昌行　高宮潤一郎
瑞宝中綬章を授ける　西川　泰弘
瑞宝小綬章を授ける　三戸　登
　諫早　文作　鵜之澤　勲
　緒方　喬　近藤禮二郎
　佐藤　穣　鈴木　義雄
（千葉県警部）
　高梨　通弘　高林　秋男
　冨田　英治　永野　毅
　野口　昭英　日比野倬朗
　吉田　忠司　三戸　登
　若月　芳男
瑞宝双光章を授ける（各通）
（愛知県警視）　佐々木信行
（沖縄県警部）　玉城　健司
　別府　昭典
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十三日）　宮崎　隆行
　鹿野　昭治
瑞宝双光章を授ける（各通）　佐藤　建一
瑞宝単光章を授ける（以上二月二十四日）　八戸　文憲　三木　克行
　野口　浩明
瑞宝双光章を授ける（各通）　宮鍋　正夫　柳澤　善吉
　三波　昭雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十五日）

官庁報告

官庁事項

行政改革推進本部公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり定め、平成二十三年四月一日から施行する。なお、平成十八年十二月二十五日行政改革推進本部公示は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年三月三十日

行政改革推進本部長　菅　**直**人

東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　行政改革推進本部事務局内情報公開窓口（合同庁舎第四号館八階）

国家公務員制度改革推進本部公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり公示し、平成二十三年四月一日から施行する。なお、平成二十年七月十一日国家公務員制度改革推進本部公示は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年三月三十日

国家公務員制度改革推進本部長　菅　**直**人

東京都千代田区永田町一丁目六番一号　国家公務員制度改革推進本部事務局内情報公開窓口（内閣府本府庁舎二階）

内閣法制局公示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり公示し、平成二十三年四月一日から施行する。なお、平成十三年三月二十三日内閣法制局公示（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十六条第二項の規定に基づき、行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び同条第一項第十号の帳簿の閲覧所を定めた件）は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年三月三十日

内閣法制局長官　梶田信一郎

東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　中央合同庁舎第四号館　内閣法制局長官総務室総務課内

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、ユナイテッド航空労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成23年4月1日以降、同組合の組合員が従事するユナイテッド航空会社の全職場（千葉県、東京都、愛知県及び大阪府）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成23年3月30日

厚生労働大臣　細川　律夫